

## 第三者機関と発注者支援について

## 問題意識

## 〔第三者機関〕

- 総合評価の拡充や工事成績の競争参加条件への反映等を進める上で、これら入札契約業務の公正性・透明性を確保する措置を講じていく必要があるのではないか。

## 〔発注者支援〕

- 技術力や体制が脆弱な中小規模の発注者に対し必要な支援を行っていく必要があるのではないか。

## 論 点

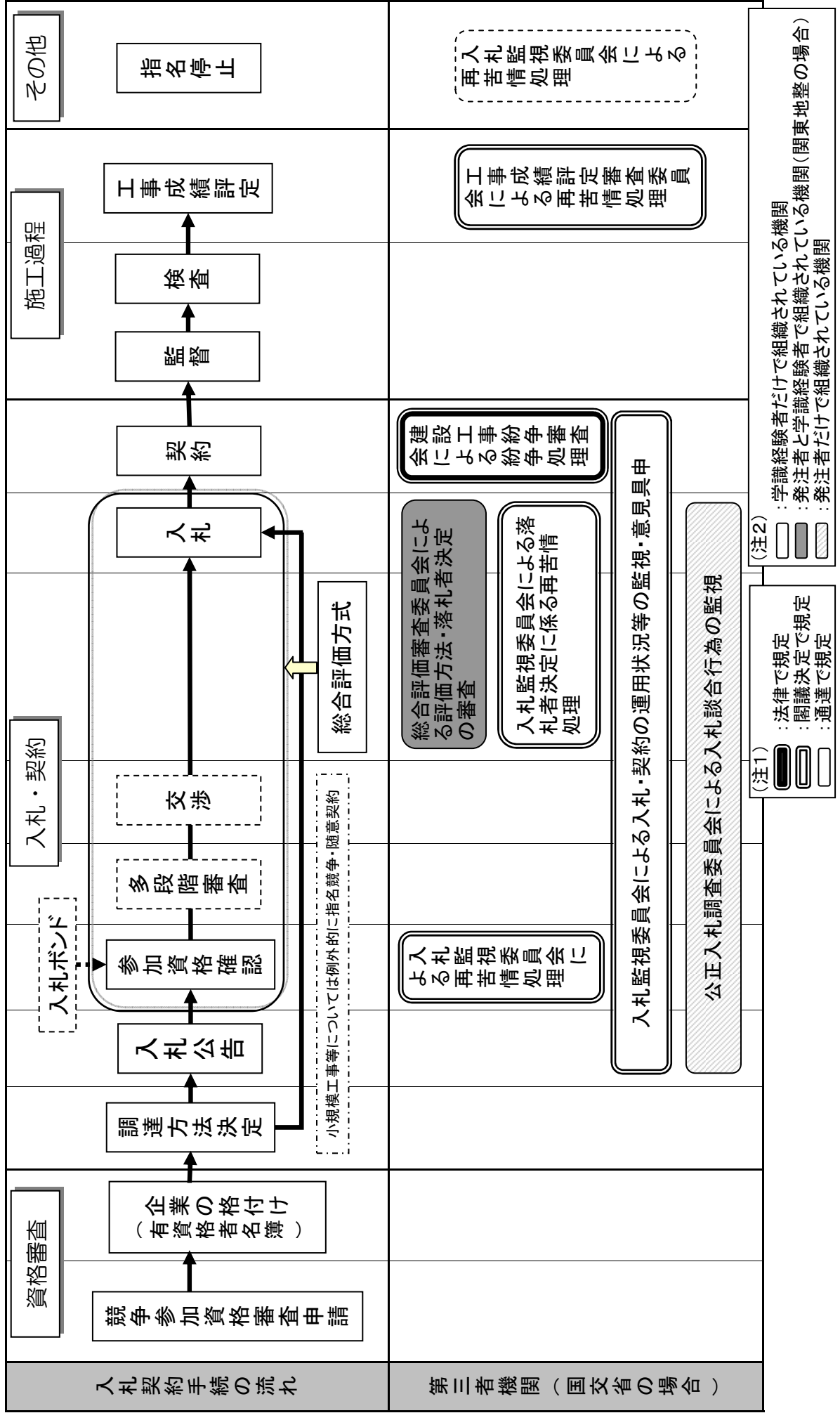
## 〔第三者機関〕

- 入札契約の公正性・透明性の確保のために、
  - ①発注者自身が措置すべきこととはなにか。
  - ②発注者・受注者以外の第三者を活用して措置すべきこととはなにか。
- 現行の様々な第三者機関の役割や機能、位置づけ（法律、指針、運用等）を見直す必要はあるか。また、それぞれの関連性をどのように評価し、どのように再構成すべきか。
- 「交渉」を行うような場合には、徹底した手続きの透明化と第三者の活用による公正性の確保が必要ではないか。

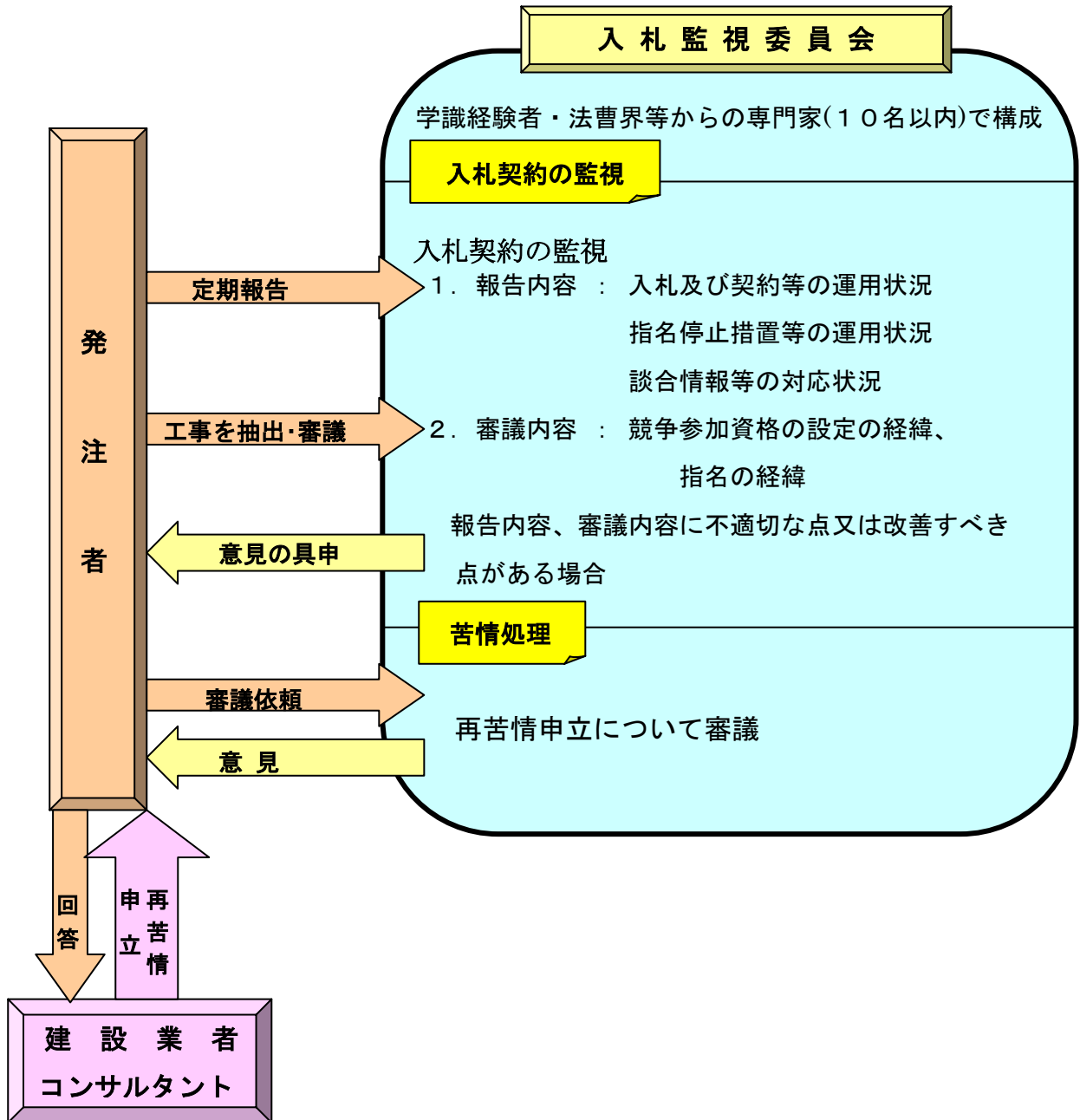
## 〔発注者支援〕

- 中小規模の発注者に対する支援事項として、どのようなものが必要か。
- また、支援方策としてどのようなものが考えられるか。

# 第三者機関の設置状況について



# 国土交通省における入札監視委員会の概要



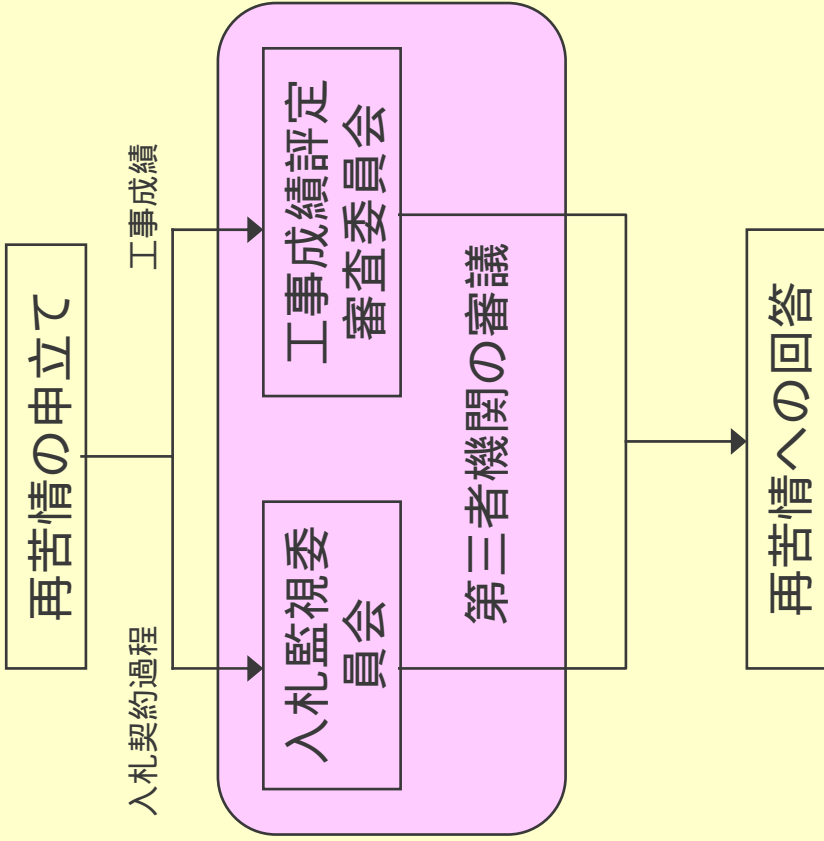
# 国土交通省直轄工事における苦情処理の仕組み

入札契約適正化法に基づき策定された適正化指針において、入札及び契約の過程や工事成績評価に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備することとされたこと等を踏まえ、地方整備局等が実施する苦情の処理のための制度を構築

## 申立ての対象

- (1) 入札及び契約の過程に関する苦情  
非指名理由  
総合評価方式による非落札理由  
随意契約方式における契約の相手方としての非選定理由 等  
ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないものを除く。  
政府調達に関する協定対象工事については、政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われる。
- (2) 工事成績に関する苦情  
成績評価の結果

## 再苦情への対応



# 建設工事紛争審査会における紛争処理の仕組み

建設工事の請負契約に関する紛争を簡易・迅速に解決するための準司法的機関(裁判外紛争処理機関)として、建設業法に基づき、国土交通省(中央審査会)及び各都道府県に、建設工事紛争審査会が設置されている。

## 申立ての対象

建設工事の請負契約をめぐる紛争

(例) 業者の工事に欠陥があり、雨漏りがある(発注者対請負業者)  
元請業者が下請業者に工事代金を払ってくれない(元請業者対下請業者)

## 処理手順

申請

中央建設工事紛争審査会  
(大臣許可業者の場合等)

又は

各都道府県紛争審査会  
(知事許可業者の場合等)

専門的知識のある委員(原則3人)による審理

- ・法律委員(弁護士など)
- ・技術委員(建築、土木などの専門家)
- ・一般委員(行政経験者など)

あっせん

軽易な紛争の場合  
民法上の和解の効力

調停

争点が多い場合  
民法上の和解の効力

仲裁

当事者間の仲裁合意が前提  
裁判所の判決と同様の効力

紛争解決

(和解成立又は仲裁判断)  
又は和解不成立による打ち切り、取り下げ

# 公正入札調査委員会の概要

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、地方整備局の本局に設置。

## 公正入札調査委員会

構成 委員長 総務部長  
委員 契約監理官、技術開発調整官、  
契約課長、技術監理課長 等

### 会議

入札談合に関する情報があった場合、職員が談合にあると疑うに足りる事実を得た場合に随時開催

### 調査審議事項

- ・談合情報の確認（事情聴取の実施）
- ・公正取引委員会への通報
- ・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- ・入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

外部からの提供  
職員による報告

談合情報等

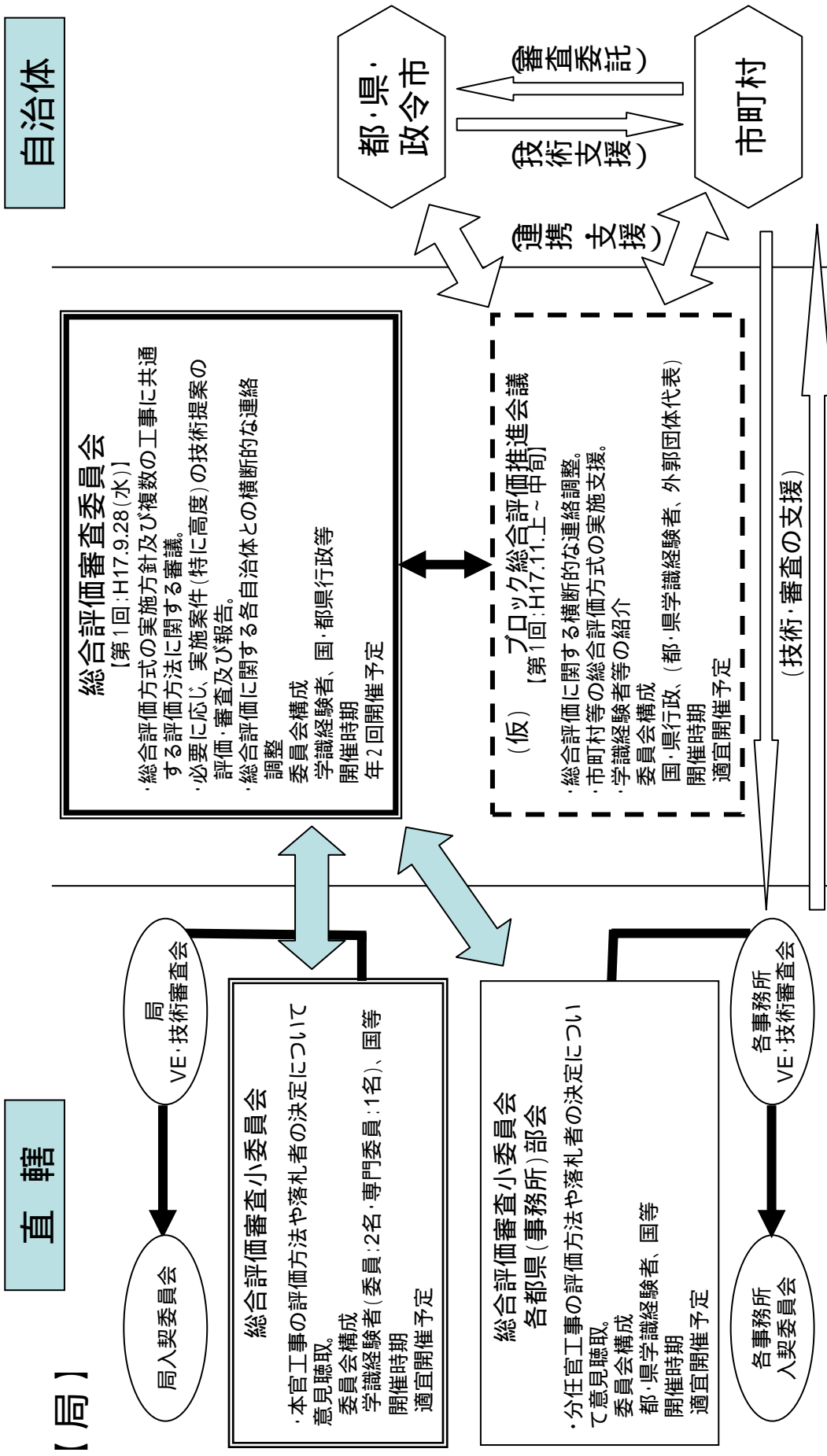
通報

公正取引委員会

入札執行の延期・取り止め

# 国土交通省における総合評価審査委員会の概要 (関東地方整備局の例)

関東地方整備局における総合評価審査委員会は、総合評価の実施方針を審査する「総合評価審査委員会」と、個別工事に係わる審査を行う「総合評価審査小委員会」から構成される。



# 入札契約適正化法の措置状況調査結果について（速報値）

平成18年1月

○入札・契約の過程、内容について意見具申等を行う第三者機関等の設置状況について（指針第2第1項(1)へ、指針第2第2項(2)）

## ① 第三者機関等の設置状況について

		設置済み		設置予定		未設置	
		16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1
国		10 55.6%	10 55.6%	2 11.1%	2 11.1%	6 33.3%	6 33.3%
特殊法人等		21 56.8%	117 88.0%	9 24.3%	3 2.3%	7 18.9%	13 9.8%
地方公共団体	都道府県	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	指定都市	13 100.0%	14 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	市区町村	134 4.3%	130 5.8%	152 4.8%	87 3.9%	2856 90.9%	2008 90.2%
	小計	194 6.1%	191 8.4%	152 4.7%	87 3.8%	2856 89.2%	2008 87.8%
計	225 6.9%	318 13.0%	163 5.0%	92 3.8%	2869 88.1%	2027 83.2%	

## ② 第三者機関等の設置運営要領の公表について

		公表済み		公表予定		未公表	
		16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1
国		9 81.8%	10 90.9%	2 18.2%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等		19 65.5%	111 92.5%	8 27.6%	3 2.5%	2 6.9%	6 5.0%
地方公共団体	都道府県	44 93.6%	45 95.7%	1 2.1%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%
	指定都市	11 84.6%	13 92.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	1 7.1%
	市区町村	97 49.7%	111 70.3%	46 23.6%	29 18.4%	52 26.7%	18 11.4%
	小計	152 59.6%	169 77.2%	47 18.4%	29 13.2%	56 22.0%	21 9.6%
計	180 61.0%	290 82.9%	57 19.3%	33 9.4%	58 19.7%	27 7.7%	

※1 設置運営の公表については、他の発注主体の第三者機関への委任や既存の組織等の活用を行っている場合、その設置・運営要領や権限・所掌範囲の規定の公表を含む。

※2 「未公表」には、未策定を含む。

※3 第三者機関等を未設置の発注者を除く。

○苦情処理方策の策定について（指針第2第1項(1)ト、指針第2第2項(2)）

		策定済み		未策定	
		16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1
国		12 66.7%	12 66.7%	6 33.3%	6 33.3%
特殊法人等		33 89.2%	121 91.0%	4 10.8%	12 9.0%
地方公共団体	都道府県	42 89.4%	42 89.4%	5 10.6%	5 10.6%
	指定都市	12 92.3%	13 92.9%	1 7.7%	1 7.1%
	市区町村	255 8.1%	197 8.9%	2887 91.9%	2028 91.1%
	小計	309 9.7%	252 11.0%	2893 90.3%	2034 89.0%
計	354 10.9%	385 15.8%	2903 89.1%	2052 84.2%	



# 公共工事の品質確保に関する状況調査結果について（速報値）

平成18年1月

- 総合評価方式を行う際の学識経験者の意見の聴取方法について（複数回答可）

		自機関のみで意見を聞く会議等の場を設置		他機関と共同で意見を聞く会議等の場を設置		既存の会議等に学識経験者を加えている	
国		3	37.5%	0	0.0%	1	12.5%
特殊法人等		22	40.7%	3	5.6%	4	7.4%
地方公共団体	都道府県	13	59.1%	0	0.0%	2	9.1%
	指定都市	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	市区町村	13	33.3%	1	2.6%	3	7.7%
	小計	28	44.4%	1	1.6%	5	7.9%
計		53	42.4%	4	3.2%	10	8.0%

		会議等ではなく個別で意見を聞いている		総合評価方式を実施しているが意見は聴取していない	
国		1	12.5%	3	37.5%
特殊法人等		3	5.6%	22	40.7%
地方公共団体	都道府県	7	31.8%	0	0.0%
	指定都市	0	0.0%	0	0.0%
	市区町村	6	15.4%	16	41.0%
	小計	13	20.6%	16	25.4%
計		17	13.6%	41	32.8%

※ 総合評価方式を実施していない団体は除く。

# 国土交通省における発注者支援の例

## 1. 発注者間の協力体制の強化

- 地方整備局と都道府県による連絡調整会議を開催し、発注者の支援策、不良・不適格業者の排除、発注者の技術向上策等について連絡・調整。

## 2. 公共工事の品質確保に関する自治体向け説明会、講習会等の開催

- 13道県の地方公共工事契約業務連絡協議会において、約700の市町村に対し品確法の説明会を開催。
- 上記以外に、34府県において、各地整と府県、政令市が連携し、1,400以上の自治体を対象に講習会等を開催。(平成17年10月末時点)

## 3. 国土交通省で実施する研修への自治体職員の受け入れ

- 地方整備局において、監督・検査の技術向上等を目的に開催される研修に地方公共団体職員の受け入れを実施。
  - ・ 中部、近畿、中国、四国の各地整で実施済み。
  - ・ 愛知県や名古屋市など、106自治体から職員約330人を受け入れ。(平成17年10月末時点)